

酪農教育ファーム推進委員会設置要領 改正新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">酪農教育ファーム推進委員会設置要領</p> <p style="text-align: right;">平成28年 3月31日 令和2年 7月9日改正 酪農教育ファーム推進委員会</p> <p>1. 目的</p> <p>酪農生産現場である牧場を舞台にし、そこに生きる動物や植物、牧場で暮らし生産活動を営む人々との交流を通じた教育活動は、学校教育や地域の教育的活動の中から、また酪農生産現場の中から、自然発生的に生まれ、<u>子どもたちが主体的に学ぶ小学校教育への「総合的な学習の時間」の導入及び酪農教育ファーム認証制度の創設などを契機に、全国的な広がりを見せた。</u></p> <p><u>教育現場においては、平成28年度に改訂された幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領で、「知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成するとともに、道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成する」とされ、酪農教育の益々の可能性が示された。</u></p> <p><u>一方、わが国酪農においては、教育現場同様、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえた対応をはじめとした課題が山積している。そういった状況の中で、産業としての酪農の価値向上を図り、新規就農者や後継者、理解者や応援団といった仲間を増やすという観点からも、酪農家の生き方や酪農及び生乳の特性等について生活者に直接伝えることができる酪農教育ファーム活動を推進することは、今後、益々重要となると思われる。</u></p> <p>このため、以下により「酪農教育ファーム推進委員会」を設置し、各地域での酪農教育ファームの取組を推進する。</p> <p>2～3. [略]</p>	<p style="text-align: center;">酪農教育ファーム推進委員会設置要領</p> <p style="text-align: right;">平成28年 3月31日 酪農教育ファーム推進委員会</p> <p>1. 目的</p> <p>酪農生産現場である牧場を舞台にし、そこに生きる動物や植物、牧場で暮らし生産活動を営む人々との交流を通じた教育活動は、学校教育や地域の教育的活動の中から、また酪農生産現場の中から、自然発生的に生まれ、<u>全国的な広がりを見せて来ている。</u></p> <p><u>こうした各地域の取組（酪農教育ファーム）は、子供たちが主体的に学ぶ、小学校教育への「総合的学習」の導入を契機に全国的な広がりを見せたが、現在、政府においては、今後の教育改革の方向性として「より多くの人が社会的・職業的に自立し、たくましく生き抜いて行けるよう、「真の学ぶ力」を身に付け、生涯にわたり学び続けることが必要」とされており、今後、小学校教育のみならず、中学・高等学校教育、生涯学習の観点からも酪農の教育的な面での価値・ニーズは高まるとともに、多様化して来ることが想定される。</u></p> <p><u>また、国内牛乳乳製品市場は、昨年10月にTPP交渉が大筋合意を迎えるなど、今後、一層、国際化が進展して行くことが見込まれる。こうしたなか、国内酪農経営の持続的な展開を実現して行くためには、各地域における酪農教育ファームの取組を推進し、「酪農」と言う産業が、「生活者」にとって身近な存在であること、また「酪農」と言う産業への理解醸成を図って行くことが益々重要になる。</u></p> <p>このため、以下により「酪農教育ファーム推進委員会」を設置し、各地域での酪農教育ファームの取組を推進する。</p> <p>2～3. [略]</p>

改正後	現行
<p>4. 推進委員会の構成 推進委員会は、全国段階及び地域段階におくこととし、それぞれの構成は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 全国推進委員会 以下の者より構成することとし、一般社団法人中央酪農会議会長が委嘱することとし、その任期は2年間とする。</p> <p>① 教育関係者 ② 酪農家 ③ 酪農関係組織役・職員 ④ 学識経験者</p> <p>(2) [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. 顧問 <u>(1) 推進委員会は、顧問を置くことができる。</u> <u>(2) 顧問は、3の推進委員会の活動内容に関し学識経験のある者のうちから、一般社団法人中央酪農会議会長が委嘱する。</u> <u>(3) 顧問は、委員長から要請があったときは、委員会の会議に出席し、推進委員会の活動に関する助言及び協力を行う。</u></p> <p>7. その他 (1) 本要領の改正は、全国推進委員会の協議により行う。 (2) 上記のほか、推進委員会の運営等に必要な事項は、中央酪農会議会長が別に定めることができる。</p>	<p>4. 推進委員会の構成 推進委員会は、全国段階及び地域段階におくこととし、それぞれの構成は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 全国推進委員会 以下の者より構成することとし、一般社団法人中央酪農会議が委嘱することとし、その任期は2年間とする。</p> <p>① 教育関係者 ② 酪農家 ③ 酪農関係組織役・職員 ④ 学識経験者</p> <p>(2) [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>6. その他 (1) 本要領の改正は、全国推進委員会の協議により行う。 (2) 上記のほか、推進委員会の運営等に必要な事項は、中央酪農会議会長が別に定めることができる。</p>